平成２３年（フ）第１７４３号
東京都目黒区上目黒３丁目38―４―201
債務者　佐々木良孝
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７４５号
東京都日野市旭が丘１丁目22―１　ＮＯＢＴＯＹＯＴＡⅡ205
債務者　鈴木　景美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５２号
千葉県市川市南大野１丁目15―17―302
債務者　姫川　直美（旧姓進藤）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５３号
東京都練馬区羽沢１丁目１－２―206
債務者　野村　承平
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５８号
東京都江戸川区東松本１丁目６－５―202
債務者　森本　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５９号
東京都練馬区田柄４丁目26―１　マロンド田柄第２―112
債務者　畑中紗綾香
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６６号
東京都練馬区石神井台４丁目５―23―505
債務者　佐々木クニ子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７３号
東京都清瀬市野塩１丁目187―７－６―102
債務者　佐藤真美子
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８５号
神奈川県藤沢市大鋸１丁目15―31―201
債務者　中村　一孝
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８９号
埼玉県川口市芝園町３－３―704
債務者　田居　志雲
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９４号
東京都世田谷区喜多見２丁目10―７―303
債務者　道方　利惠
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８００号
東京都新宿区北新宿２丁目４―23―102
債務者　津野美香子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２１号
東京都港区西新橋３丁目14―６　藤田方
債務者　遠藤由美子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２９号
東京都府中市晴見町１丁目28　府中グリーンハイツ11―611
債務者　山下　和男
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８３０号
東京都練馬区大泉町３丁目13―７―202　小野田方
債務者　上戸　忠男
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部